

1) 検定会実施(新規取得)の場合

実施前の申請	
1 級	1. 開催60日前までに日本協会へ申請 検定会開催申請書【様式S9号】の提出 <<添付書類>> 講習会・検定会実施要項 2. 開催許可証受領後、日本協会ホームページ審判管理フォームより検定会開催登録 3. 検定会開催登録後、各協会・連盟のホームページへ案内掲載
2 級	1. 開催60日前までに地区連盟へ申請（申請書式は地区連盟による） <<添付書類>> 講習会・検定会実施要項 2. 開催許可証受領後、日本協会ホームページ審判管理フォームより検定会開催登録
3 級 準3級	日本協会ホームページ審判管理フォームより検定会開催登録 【講習会・検定会実施要項の登録】
実施後の報告・登録申請	
1 級 2 級	1. 日本協会ホームページ審判管理フォームより検定会終了報告 合格者入力 ⇒ 決済依頼 <<添付登録書類>> ① 学科試験問題 ② 検定会試験結果報告書【様式S10号】 ③ (資格取得後2年以内の場合は)特別推薦書【様式S8号】
3 級 準3級	1. 日本協会ホームページ審判管理フォームより検定会終了報告 合格者入力 ⇒ 決済依頼

※各級共、紙での報告書提出は必要ありません。

【注意】

「検定会終了報告」後、開催都道府県以外から本会会員登録している合格者、または全国8連盟開催の合格者決済については、本会会員登録の都道府県協会へ決済依頼があります。各都道府県は登録申請料等の支払い決済を行ってください。

例1)

A県の会員が、B県で検定会を受験した場合は、B県協会がすべて受験者の合格者入力を行い、決済依頼をする。

A県の会員は自動的に抽出され、A県事務局フォームに決済依頼が届くので、A県がその会員の登録申請料等の支払い決済を行うことになる。

例2)

全国8連盟が主催する検定会を実施した場合も、各連盟が日本協会ホームページ審判管理フォームより検定会終了報告を行い、合格者入力をする。自動的に登録者の会員登録都道府県に抽出され、決済依頼が各会員登録都道府県協会の事務局フォームに届くので、各都道府県協会が、その会員の登録申請等の決済を行う。

例1)例2)いずれの場合も各都道府県協会、各連盟は、申請料等の受け渡しについて話し合っておくこと。

2)更新の場合(会員登録している都道府県協会より申請)

申請者 ⇒ 都道府県協会への申請

1 級	公認審判員資格登録更新申請データ【様式S4号の1】を各都道府県協会へ提出、申請 ≪公認審判員資格証明手帳の添付は不要≫
2 級	公認審判員資格登録更新申請データ【様式S4号の2】を各都道府県協会へ提出、申請 ≪公認審判員資格証明手帳の添付は不要≫
3 級	公認審判員資格登録更新申請データ【様式S4号の3】を各都道府県協会へ提出、申請

※【様式S4号の1、2、3】は、各都道府県にて保管。(日バ送付不要です)

都道府県協会 ⇒ 日本バドミントン協会への申請

1 級 2 級 3 級	申請データを各都道府県協会はまとめて、日本協会ホームページ審判管理フォームより更新申請入力または更新申請一括入力を行う 更新申請完了後、決済依頼処理を行う
-------------------	--

3)準3級から3級への移行をする場合(会員登録している都道府県協会より申請)

(3級公認審判員資格は、満19歳になる年度より有効)

①満18歳になる年度【特別移行申請】(主な例:高校3年生時)

申請者 ⇒ 都道府県協会への申請(準3級からの特別移行)

3級公認審判員資格登録(準3級からの特別移行)申請データ【様式S5号】を各都道府県協会へ提出

※【様式S5号】は、各都道府県にて保管。(日バ送付不要です)

都道府県協会 ⇒ 日本バドミントン協会への申請

申請データを各都道府県協会はまとめて、日本協会ホームページ審判管理フォームより特別移行申請入力または更新申請一括入力を行う

申請完了後、決済依頼処理を行う

②満18歳になった翌年度【移行申請】(主な例:高校卒業の翌年度)

申請者 ⇒ 都道府県協会への申請(準3級からの移行)

3級公認審判員資格登録(準3級からの移行)申請データ【様式S6号】を各都道府県協会へ提出

※【様式S6号】は、各都道府県にて保管。(日バ送付不要です)

都道府県協会 ⇒ 日本バドミントン協会への申請

申請データを各都道府県協会はまとめて、日本協会ホームページ審判管理フォームより更新申請入力または申請一括入力を行う

申請完了後、決済依頼処理を行う

※①②共に当該年度内の申請に限り有効となります。

4)失効した公認審判員資格の再取得をする場合

①審判員資格登録を更新しなかった場合

以下の費用を支払うことにより、再取得を認める。但し、当該更新含め2回までとする。

- ・失効していた更新回数分の資格登録料
- ・支払っていない年度の本会会員費
- ・失効していた更新回数分の再取得費(1回当たり、3級1,000円、2級3,000円、1級4,000円(税別))

申請者 ⇒ 都道府県協会への申請

再取得申請書【様式S11号】を各都道府県協会へ提出

※【様式S11号】は、各都道府県にて保管。(日バ送付不要です)

都道府県協会 ⇒ 日本バドミントン協会への申請

申請データを各都道府県協会はまとめ、日本協会ホームページ審判管理フォームより申請入力または申請一括入力を行う
--

申請完了後、決済依頼処理を行う

※準3級には更新はありませんので、再取得の対象になりません。

例1) 3級の更新2回分を再取得する場合

資格登録料 6,600円×2回分 再取得費 1,100円×2回分 合計15,400円(税込)

と支払っていない年度の本会会員費があれば、当該年度分を支払うことにより再取得を認める。

②本会の会員でなくなったときの場合

以下の費用を支払うことにより、再取得を認める。

- ・支払っていない年度の本会会員費

5)再交付(バッジ紛失等)の場合(会員登録している都道府県協会より申請)

申請者 ⇒ 都道府県協会への申請

バッジ再交付申請書【様式S7号】を各都道府県協会へ提出

都道府県協会 ⇒ 日本バドミントン協会への申請

申請データを各都道府県協会はまとめ、日本協会事務局に申込みを行う

申請時に指定口座に振り込みを行い、振込通知書を提出すること

6)審判実施履歴の申請

各都道府県協会に申請を行って下さい。

申請方法、申請書様式は、所属都道府県協会にお問い合わせ願います。

手書きによる記録欄満了の場合は、各自、電子会員証の表示画面から書式を出力してください。

7)注意事項

様式1~11号は本会ホームページに掲載しますが、行数。サイズ等の書式を変えずに利用してください。

複数の級や新規・更新等を一度にまとめて申請する場合には、種別ごとにまとめて申請入力してください。